

○新潟大学脳研究所附属統合脳機能研究センター放射線障害予防規程

平成18年2月20日

脳研規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法律」という。)第21条に規定する放射線障害予防規程であり、法律に基づき、新潟大学脳研究所附属統合脳機能研究センター(以下「センター」という。)における放射性同位元素、放射線発生装置及び放射性同位元素によって汚染された物による放射線障害を防止し、公共の安全確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理区域 外部放射線に係る線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が文部科学大臣の定める値を超えるおそれのある場所をいう。
- (2) RI 密封されていない放射性同位元素をいう。
- (3) 密封RI 密封された放射性同位元素をいう。
- (4) 放射線発生装置 荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置をいう。
- (5) 放射性同位元素等 第2号から前号までに規定するものをいう。
- (6) RI汚染物 RIによって汚染された物をいう。
- (7) 従事者 放射性同位元素等又はRI汚染物の取扱い、管理又はこれに付随する業務(以下「取扱等業務」という。)に従事する者をいう。
- (8) 一時立入者 従事者以外のもので管理区域に一時的に立ち入る者をいう。

(センター長の職務)

第3条 新潟大学脳研究所附属統合脳機能研究センター長(以下「センター長」という。)は、センターにおける放射線障害の防止に関し総括する。

(放射性同位元素管理委員会)

第4条 センターの放射線障害の防止等の安全管理に関する必要な事項の審議は、新潟大学脳研究所放射線障害予防規程(平成16年脳研規程第4号)第4条第1項に規定する新潟大学脳研究所放射性同位元素管理委員会(以下「管理委員会」という。)において行う。

(放射線取扱主任者等)

第5条 センターに、放射線障害の防止について総括的な監督を行わせるため、放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)1人以上を置く。

- 2 前項に規定する主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができないときにその職務を代行させるため、主任者の代理者を置く。
- 3 主任者及びその代理者は、第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、センター長が選任する。
- 4 センター長は、主任者の資質の向上を図るため、主任者に法律第36条の2に規定する定期講習を受けさせなければならない。

(主任者の職務等)

第6条 主任者は、センターにおける放射線障害の防止に関する次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 放射線障害の防止に関する規定等の策定及び改廃に関すること。
 - (2) 放射線障害の防止に関する重要な計画の策定に関すること。
 - (3) 法令に基づく申請、届出、点検及び報告に関すること。
 - (4) 立入検査等に関すること。
 - (5) 異常及び事故の原因調査に関すること。
 - (6) 使用するRIの種類及び数量の確認並びに放射性同位元素等の使用方法等の確認及び事後点検に関すること。
 - (7) 施設、帳簿、書類等の監査に関すること。
 - (8) 関係者に対する指導・助言、勧告及び指示に関すること。
 - (9) その他放射線障害の防止に関する必要事項
- 2 主任者は、放射線障害防止に関する事項について、必要に応じてセンター長に意見を述べることができる。
 - 3 主任者は、放射線障害防止に関する事項について、必要に応じて管理委員会の開催を求めることができる。

(取扱責任者の選任)

第7条 センター長は、センターにおける取扱等業務を監督させるため、従事者のうちから取扱責任者1人以上を選任するものとする。

(従事者の登録及び責務)

第8条 従事者は、第19条第1項に規定する教育及び訓練を受け、かつ、第20条第1項に規定する健康診断を受けた後、センター長の承認を得て、センターに登録しなければならない。

- 2 従事者は、取扱等業務を行うときは放射線障害の防止に努めなければならない。

- 3 従事者は、適切な放射線測定器を用いて、取扱等業務に従事しなければならない。
- 4 従事者は、主任者又は取扱責任者が割り当てる放射線の量又はRIによる汚染の状況の測定等の業務を行わなければならない。
- 5 従事者は、主任者又は取扱責任者が割り当てる整理、整頓、清掃等の業務を行わなければならない。
- 6 従事者は、この規程及び別に定める新潟大学脳研究所附属統合脳機能研究センターRI使用の手引(以下「RI使用の手引」という。)を遵守しなければならない。

(組織)

第9条 放射性同位元素等の取扱等業務及び安全管理に従事する者に関する組織は、次のとおりとする。

(管理区域の指定及び立入りの制限等)

- 第10条 センター長は、放射線障害の防止のため、管理区域を指定しなければならない。
- 2 センター長は、指定した管理区域に人がみだりに立ち入らないよう措置を講じ、従事者以外の者を立ち入らせてはならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、一時立入者は、従事者が同行したとき、又は主任者が承認したときに限り、その指示に従って一時的に立入ることができるものとする。

(施設等の維持管理及び点検等)

- 第11条 センター長は、センターの放射線施設の正常な維持と適切な管理を保持するため、別表に掲げる点検要領により、定期的に点検を行わせなければならない。
- 2 前項の点検を実施した者は、その結果を記録し、センター長に報告しなければならない。
 - 3 センター長は、第1項に規定する点検の結果、不適の報告を受けた場合は、速やかに適切な処置を講じなければならない。

(注意事項の掲示)

第12条 センター長は、放射線障害の防止に必要な注意事項を、センターの目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(使用)

- 第13条 放射性同位元素等の使用については、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「文部科学省令」という。)の定めるところにより行わなければならない。
- 2 従事者は、放射性同位元素等を使用するときは、主任者に申し出てその指示に従い、

次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等及びRI汚染物による被ばく並びに汚染の防止に十分留意すること。
 - (2) 使用目的に応じ、放射線障害の発生するおそれの最も少ない使用方法を採用すること。
- 3 従事者は、放射性同位元素等を使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 管理区域に立ち入るときは、専用の履物、作業衣、保護具等を着用すること。
 - (2) 管理区域において飲食、喫煙、化粧等を行わないこと。
 - (3) 管理区域から退出するときは、人体、衣服、履物等の汚染の有無を検査し、汚染が見いだされたときは、直ちに除去、脱衣等の処置をとること。
 - (4) 管理区域から物品等を持ち出すときは、表面汚染の有無を検査し、表面密度限度の10分の1以下であることを確認すること。
 - (5) RI又はRI汚染物を大量に漏らし、こぼし、又は飛散させたとき、その他放射線障害を受けるおそれのある不測の事故が発生したときは、直ちに同室者に知らせるとともに、主任者に通知し、応急の処置をとること。
- 4 従事者は、放射線発生装置を使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 使用に先立ち、その異常の有無を点検するとともに、出入口正面に「運転中」の標識を掲げ、出入口に施錠(インターロックによる施錠を含む。)を行い、及び立入りを禁止して運転を開始すること。
 - (2) 使用が終了したときは、正常な保管状態又は停止状態になっていることを確認すること。
 - (3) 放射線発生装置の放射線障害防止機構を損なう改造を行わないこと。
 - (4) 使用中に放射線発生装置に故障その他の異常が発生し、又は発生のおそれのあるときは、直ちに使用を中止し、その旨を主任者に報告すること。
- 5 従事者は、RIを使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 各作業室ごとに定められた核種及び数量を十分確認すること。
 - (2) RIを用いた動物実験(生存状態)を行うときは、使用できる作業室等並びに核種及びその1日最大使用数量を十分確認すること。

(保管)

第14条 放射性同位元素等の保管については、文部科学省令の定めるところにより行わなければならない。

- 2 従事者は、RIを保管するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 所定の容器に入れ、貯蔵室又は貯蔵箱に保管すること。

(2) 保管に当たっては、主任者の指示する容器、受皿、吸収材等を用いること。

(廃棄)

第15条 放射性同位元素等の廃棄については、文部科学省令の定めるところにより行わなければならない。

2 RI又はRI汚染物の廃棄は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 気体状のRI又はRI汚染物は、排気設備の排気口における排気中のRIの濃度を文部科学大臣が定める濃度限度以下として、排気すること。

(2) 液体状のRI又はRI汚染物は、その性状に応じて所定の液体用RI廃棄容器に封入し保管廃棄設備で保管廃棄し、又は排水設備の排水口におけるRI濃度を文部科学大臣が定める濃度限度以下として排水すること。

(3) 固体状のRI又はRI汚染物は、その性状に応じて所定の固体用RI廃棄容器に封入し、保管廃棄設備で保管廃棄すること。

(4) 動物屍体は、乾燥処理後、動物用RI廃棄容器に封入し、保管廃棄設備で保管廃棄すること。

(5) 保管廃棄した放射性廃棄物は、放射性廃棄物廃棄業者に受け渡すことができる。

(運搬)

第16条 放射性同位元素等の運搬については、文部科学省令及び放射性同位元素等車両運搬規則(昭和52年運輸省令第33号)の定めるところにより行わなければならない。

2 RI又はRI汚染物を使用施設の間において運搬するときは、容器の表面及び表面から1メートル離れた位置における1センチメートル線量当量率が、それぞれ2ミリシーベルト毎時及び100マイクロシーベルト毎時以下であることを確認し、主任者の指示に従って行わなければならない。

3 RI又はRI汚染物を新潟大学外において運搬するときは、主任者の許可を受け、その指示に従って行わなければならない。

(管理区域等における放射線の量及び汚染の状況の測定)

第17条 センター長は、管理区域等における放射線の量及びRIによる汚染の状況の測定を行わなければならない。

2 前項に規定する測定は、センター長が指定した箇所について、取扱等業務を開始する前に1回、取扱等業務を開始した後は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) RIを取り扱うときは、1月を超えない期間ごとに1回測定すること。ただし、排気設備の排気口における汚染の状況の測定は、排気中連続して行うものとし、排水設備の排水口における汚染の状況の測定は、排水の都度行うこと。

(2) 放射線発生装置を固定して取り扱う場合であって、取扱方法及び遮へい壁その他遮

へい物の位置が一定しているときの放射線の量の測定は、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。

- 3 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量について行うものとする。
- 4 放射線の量及び汚染の状況の測定は、放射線測定器を用いて測定するものとする。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難なときは、計算によってこれらの値を算出することができる。
- 5 第2項及び第3項の測定の結果は、測定の実施者が所定の帳簿に記入し、主任者が保存し、毎年3月31日にセンター長に引き渡すものとする。

(人体の被ばく線量及び汚染の状況の測定)

第18条 センター長は、管理区域に立ち入った者の受けた放射線の量及び汚染の状況の測定を行わなければならない。

- 2 前項に規定する測定は、次項から第6項までに定めるところにより、主任者の指示する適切な放射線測定器を用いて行わなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難であるときは、計算によってこれらの値を算出することができる。
- 3 測定は、管理区域に立ち入る者について管理区域に立ち入っている間、継続して行わなければならない。ただし、一時立入者については、その者の管理区域内における外部被ばくの線量が文部科学大臣が定める線量を超えるおそれのないときはこの限りではない。
- 4 外部被ばくによる線量の測定は、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 胸部(女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を所定の様式によりセンター長に書面で申し出た者を除く。ただし、合理的な理由があるときは、この限りでない。)にあっては腹部)について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量(中性子線については、1センチメートル線量当量)を測定すること。
 - (2) 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分(前号において腹部について測定することとされる女子にあっては、腹部及び大たい部から成る部分)以外の部分である場合にあっては、前号のほか当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量(中性子線については、1センチメートル線量当量)を測定すること。
 - (3) 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合にあっては、前2号のほか、当該部位について、70マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。

- 5 RI又はRI汚染物による汚染の状況の測定は、RIにより汚染されたおそれのあるとき及び管理区域から退出するときは、次に掲げる部位について行われなければならない。
- (1) 手、足その他RIによって汚染されるおそれのある人体部位の表面
 - (2) 作業衣、履物、保護具その他人体に着用している物の表面であってRIにより汚染されるおそれのある部位
- 6 RI又はRI汚染物を誤って摂取したとき又はそのおそれのあるときは、内部被ばくによる線量の測定を行わなければならない。
- 7 測定結果の記録等は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 第4項の規定による外部被ばくの線量の測定の結果は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等によりセンター長が妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し、集計の都度記録すること。
 - (2) 第5項の規定による汚染の状況の測定の結果は、手、足等の人体部位の表面汚染が表面密度限度を超えて汚染し、その汚染が容易に除去できない場合に、記録すること。
 - (3) 第6項の規定による内部被ばくの線量の測定の結果は、測定の都度記録すること。
 - (4) 前3号の測定結果から、実効線量及び等価線量を、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等によりセンター長が妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに算定し、算定の都度記録すること。ただし、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について記録すること。
 - (5) 前4号の測定、集計及び算定の結果は、測定者等が所定の用紙又は帳簿に記録し、センター長に引き渡すこと。

(教育及び訓練)

第19条 センター長は、従事者に対し、次に掲げるところにより教育及び訓練を行わなければならない。

- (1) 教育及び訓練は、初めて取扱等業務を開始する前又は管理区域に立ち入る前に、次の表に定める項目と時間数について行う。

項目	時間数の下限
イ 放射線の人体に与える影響	30分
ロ 放射性同位元素等の安全取扱い	4時間
ハ 放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令	1時間
ニ 新潟大学脳研究所附属統合脳機能研究センター放	30分

- (2) 前号に規定する教育及び訓練を修了した者には、センター長が修了証明書を交付する。
 - (3) 取扱等業務を開始した後又は管理区域に立ち入った後に行う教育及び訓練は、年1回以上実施すること。
 - (4) 前号の教育及び訓練は、第1号に掲げる項目についてセンター長が必要と認めた時間数を行うこと。
- 2 センター長は、一時立入者に対し、その者がセンターにおいて放射線障害が発生することを防止するために必要な事項について教育及び訓練を行うものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる項目に関し十分な知識及び技能を有するとセンター長が認定する者に対しては、その理由を付記して、当該項目についての教育及び訓練を省略することができるものとする。

(健康診断)

第20条 センター長は、従事者に対し、次に掲げるところにより健康診断を行わなければならない。

- (1) 従事者に対し、初めて管理区域に立ち入る前に行うこと。
 - (2) 従事者については、管理区域に立ち入った後は1年を超えない期間ごとに行うこと。
 - (3) 健康診断の方法は、問診及び検査又は検診とする。
 - (4) 問診は、次の事項について行うこと。
 - イ 被ばく歴の有無
 - ロ 被ばく歴を有する者については、被ばくした作業場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他被ばくの状況
 - (5) 前号の場合において、被ばく歴を有する者にあつては、前号ロに掲げる事項を記載した書類を提出させること。
 - (6) 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただし、イからハまでの部位又は項目(第1号に係る健康診断にあつては、イ及びロの部位又は項目を除く。)については、医師が必要と認める場合に限る。
 - イ 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
 - ロ 皮膚
 - ハ 眼
 - ニ その他文部科学大臣が定める部位及び項目
- 2 センター長は、従事者が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその者について、前項第6号に定める各部位及び項目についての検査又は検診を行わなければならない

い。

- (1) RI又はRI汚染物を誤って吸入摂取し，又は経口摂取したとき。
- (2) RI又はRI汚染物により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され，その汚染を容易に除去することができないとき。
- (3) RI又はRI汚染物により皮膚の創傷面が汚染され，又は汚染されたおそれのあるとき。
- (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて被ばくし，又は被ばくしたおそれのあるとき。

- 3 健康診断の結果は，所定の診断簿に記録し，センター長がこれを保存するものとする。
- 4 センター長は，健康診断を受けた者に対し，健康診断の都度前項の記録の写しを交付するものとする。

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第21条 センター長は，放射線障害を受け，又は受けたおそれのある場合には，その者に対して，遅滞なく，医師による診断，必要な保健指導等の適切な措置を講じなければならない。

(記帳)

第22条 センター長は，次に掲げる事項について必要な帳簿を備え，主任者又は従事者に記帳させなければならない。

- (1) RIの受入(譲受を含む。以下同じ。)に関すること。
 - イ RIの種類及び数量
 - ロ 受入の年月日，目的，方法及び場所
 - ハ 受入先の名称又は氏名
- (2) RIの払出(譲渡を含む。以下同じ。)に関すること。
 - イ RIの種類及び数量
 - ロ 払出の年月日，目的，方法及び場所
 - ハ 払出先の名称又は氏名
- (3) RIの使用に関すること。
 - イ RIの種類及び数量
 - ロ 使用の年月日，目的，方法及び場所
 - ハ 使用に従事する者の氏名
- (4) RIの保管に関すること。
 - イ RIの種類及び数量
 - ロ 保管の期間，方法及び場所
 - ハ 保管に従事する者の氏名
- (5) RI及びRI汚染物の運搬に関すること。

- イ RIの種類及び数量
 - ロ 運搬の年月日及び方法
 - ハ 荷受人又は荷送人，運搬を委託された者及び運搬に従事する者の氏名
- (6) RIの廃棄に関すること。
- イ RIの種類及び数量
 - ロ 廃棄の年月日，方法及び場所
 - ハ 廃棄に従事する者の氏名
- (7) RI汚染物の保管廃棄に関すること。
- イ RIの種類及び数量
 - ロ 保管廃棄の年月日，方法及び場所
 - ハ 保管廃棄に従事する者の氏名
- (8) 放射線発生装置の使用に関すること。
- イ 放射線発生装置の種類
 - ロ 使用の年月日，使用時間，目的，方法及び場所
 - ハ 使用に従事する者の氏名
- (9) 教育及び訓練に関すること。
- イ 教育及び訓練の実施年月日及び項目
 - ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名
- (10) 健康診断に関すること。
- イ 実施の年月日
 - ロ 第20条に規定する事項
- (11) 管理区域等における放射線の量及び汚染の状況の測定に関すること。
- イ 実施の年月日
 - ロ 第17条に規定する事項
- (12) 人の被ばく線量の測定に関すること。
- イ 実施の年月日
 - ロ 第18条に規定する事項
- (13) 施設の点検に関すること。
- イ 別表に規定する項目
 - ロ 点検の年月日
 - ハ 点検に従事する者の氏名
- 2 帳簿は，毎年4月1日に開設し，翌年の3月31日に閉鎖し，主任者を経て，センター長に引き渡すものとする。
- 3 帳簿は，閉鎖後5年間保存する。ただし，第1項第10号及び第12号の結果については，永久保存とする。

(災害時の連絡通報体制及び措置)

第23条 センター長は、震度4以上の地震、火災その他の災害が起こったときの連絡通報体制を整備しなければならない。

- 2 前項の規定に関する緊急時の連絡通報体制は別図のとおりとし、センターの目につきやすい場所に掲示しなければならない。
- 3 センター長は、第1項の災害が発生したときは、第11条第1項に定める点検要領により点検を行わせなければならない。
- 4 前項の点検を行った者は、その結果を記録し、主任者を経て、センター長に報告しなければならない。

(危険時の措置)

第24条 センター長は、地震、火災、事故等の災害により、放射線障害の発生のおそれのあるとき又は放射線障害の発生したときは、次に定めるところにより応急の措置を講ずること。

(1) 緊急の事態を発見した者は、災害の拡大防止に努めるとともに、前条の連絡通報体制に従って通報すること。

(2) 前号の通報を受けたセンター長は、主任者の補佐を受け、必要に応じて次に掲げる応急の措置を講ずること。

イ センターの内部又は付近にいる者に対する避難の警告

ロ 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出及び避難

ハ 放射性同位元素等又はRI汚染物による汚染の拡大防止及び除去

ニ 放射性同位元素等又はRI汚染物の安全な場所への移動とその場所への立入りの制限

ホ その他放射線障害を防止するために必要な措置

2 センター長は、前項による放射線障害の状況及び応急の措置等について、学長を経て、文部科学大臣及び関係機関の長に遅滞なく届け出なければならない。

(報告)

第25条 センター長は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間における放射性同位元素等の管理状況を文部科学省令第39条第3項に定める放射線管理状況報告書により、当該期間の経過後3月以内に学長を経て、文部科学大臣に報告するものとする。

2 センター長は、前項に規定するもののほか、センターにおいて次に掲げる事態が生じたときは、直ちにその旨を、文部科学大臣、関係機関の長及び学長に報告しなければならない。

(1) 放射性同位元素等の盗取又は所在不明が生じたとき。

(2) RI又はRI汚染物が異常に漏えいしたとき。

(3) 従事者が実効線量限度又は等価線量限度を超えて被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。

(4) その他放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

3 センター長は、前項の報告の後10日以内に文書により、発生状況及びそれに対する措置について、学長を経て、文部科学大臣及び関係機関の長に報告しなければならない。

(雑則)

第26条 この規程に定めるもののほか、センター長は、センターの放射線障害の防止に関し必要な事項を別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成18年2月20日から施行する。

別表(第11条関係)

点検要領

項目及び注意事項	内容	実施時期	点検実施者	
1 位置等	(1) 地崩れ、浸水のおそれ	事業所内外の地形の状況	年1回	固定資産の使用者及び主任者
	(2) 周囲の状況	事業所の境界等の状況	年1回	固定資産の使用者及び主任者
2 構造及び設備等	(1) 管理区域	① さく、とびら等の状況	年2回	主任者
		② 施錠	年2回	主任者
	(2) 標識及び注意事項	脱落等の有無	年2回	主任者
	(3) 電気回路	絶縁抵抗	年2回	固定資産の使用者
	(4) 電気・ガス器具	使用状況	年2回	固定資産の使用者
3 使用施設	(1) RI作業室	① 壁のはく落、床の破損の有無	年2回	固定資産の使用者
		② フード等の作動状況	年2回	主任者
	(2) 汚染検査室	① 壁のはく落、床の破損の有無	年2回	固定資産の使用者
		② 洗浄設備	年2回	固定資産の使用者
		③ 測定機器の作動状況	年1回	主任者

		④ 除染剤の補充状況	年1回	主任者
	(3) 発生装置及びその設置室	① 設置室における壁のはく落, 床の破損の有無	年2回	固定資産の使用者
		② 設置室における自動表示装置の作動状況	年2回(6か月を超えない期間ごとに1回)	主任者又は主任者が認めた者
		③ 発生装置におけるインターロックの作動状況	年2回(6か月を超えない期間ごとに1回)	主任者又は主任者が認めた者
		④ 発生装置におけるしゃへい性能の検査	年2回(6か月を超えない期間ごとに1回)	主任者又は主任者が認めた者
4 貯蔵施設		① 施錠	年2回	主任者
		② 壁のはく落, 床の破損の有無	年2回	固定資産の使用者
		③ 貯蔵箱又は貯蔵容器の構造等の異常の有無及び保管状況	年2回	固定資産の使用者及び主任者
5 廃棄施設	(1) 排水設備	① 排水能力	年2回	主任者及び固定資産の使用者
		② 構造, 材料の状況	年2回	主任者及び固定資産の使用者
	(2) 排気設備	① 排気能力	年2回	主任者及び固定資産の使用者
		② フィルター効果の状況	年1回	主任者及び固定資産の使用者
	(3) 保管廃棄設備	① 壁のはく落, 床の破損の有無	年2回	固定資産の使用者
		② 容器の保管状況	年2回	主任者
		③ 施錠	年2回	主任者

備考 固定資産の使用者とは, 国立大学法人新潟大学固定資産管理規程(平成16年規程第100号)の規定に基づき定められた者をいう。

別図(第23条関係)

地震，火災，事故等の災害が起こった場合の連絡通報体制

備考

- 1 ○印中の数字は，通報者の順位を示す。
- 2 次順位の者への通報ができなかったときは，その次の者へ通報するものとする。